## 2. 法学部·法学研究科·法学研究所

## 法学部・法学研究科

## 【到達目標】

少人数教育を充実するために、パソコン・AV機器などを備えたゼミ室を増設する。裁判員制度の実施などの状況を踏まえ、学部学生用法廷教室を設置する。法学部学生のキャリア形成に必要な資料・図書を備えた法学部学生研究室の拡充を目指す。

学内外を問わず、求められてきている共同研究や外部予算の獲得を可能にするための十分なスペースや設備を備えた共同研究室の充実を図る。

## 【現状説明】

# 1) 教室及びゼミ室

教室及びゼミ室は、横浜キャンパス全体の共用となっており、法学部専用施設はない。 授業実施に支障は出ていないが、少人数教育をさらに充実させるためには、ゼミ室は不足 しており、本来法学部の専用である会議室・共同研究室をゼミ室に転用している状況であ る。

# 2) 学部学生研究室

学生の自習用施設として法学部学生研究室を4室設置している。うち1室は、資格取得用資料を中心とした資料室兼事務室、3室は、自習用スペースとし、座席数は50席を確保している。各室に分野ごとの学習用基本図書を配置し、学習の便宜を図っている。

#### 3) 研究棟及び研究室

大学院法務研究科には独立した研究棟(24号館)があるが、法学研究科独自の研究棟はない。法学部の教員が大学院法学研究科の教育を担当するため(なお、博士後期課程については法務研究科の教員も担当している)、教員の研究室はほぼ17号館に集中している。また、法学研究科の授業に専用できる教室が6室、従来研究室であったところを臨時的に大学院固有の共同研究室として使用しているものが2室ある。

### 4) 大学院生用研究室

現在、大学院生 36 名に対し、大学院生用研究室 6 室を教員研究室のある 17 号館に併設しており、また大学院生各人に専用自習スペース(机・椅子及び書架)を提供している。また、各研究室に 1 台ずつパソコン(共同利用)を配置し、判例検索などに活用できるようになっている。パソコンは古くなりすぎたものを順次買い替えている。

#### 5) 資料室等

17 号館には法学研究科の大学院生資料室を設置し、資料的価値の高い文献を配架している。また、同室には職員を配置し、大学院生の連絡調整に当たっている。さらに、同 17 号館には大学院書庫を設置し、記念論文集等の貴重な文献を配架している。

# 【 点検・評価 】

教室・ゼミ室については、時間割編成上の工夫などによって、決定的な不足は見られないが、余裕をもった時間割編成を可能にするには教室の増設を検討すべきである。特にゼミ室は、サブゼミでの使用などを考慮すると不足していると言わざるを得ない。また、設備の点でも、パソコン・AV機器などが設置されていないゼミ室もあり、一層の充実が必要である。

学部学生研究室は、学部学生総数に対して座席数が少ない。ただ、設置場所が研究棟内にあり、学生にとってアクセスしにくいこともあって利用率はそれほど高くない。

教員研究室、教室、大学院生用研究室の室数及び諸設備については、最低限確保されていると思われる。また、上記のような共同研究室については設置の方向にある。パソコン

の買い替えについては、頻度が不十分であったため、著しく古い型のものを利用させざる を得ない状態が生じていたが、暫時改善の方向にある。

なお、大学院生用研究室は、平日は8時~20時30分まで、休日・祝日は、16時30分まで利用が可能になっている。また、大学院資料室は、平日は9時~17時まで、夏季休業中は、9時~15時まで、利用が可能になっている。判例・雑誌及び各大学の紀要などを配架している法学資料室は、平日は9時~21時まで、夏季休業中は18時まで利用が可能になっている。

日曜・祝日、夏休み期間中の土曜日は、大学院生研究室の利用のための手続が繁雑であること、利用できる時間が限られていること、冷暖房が使用できないことなどの問題がある。

# 【改善方策】

教室・ゼミ室の拡充については、全学的対応の中で実現を期すほかはないが、ゼミ室設備の充実など学部として対応可能な点は、改善する。学部学生研究室については、資格取得、公務員試験、就職情報など法学部学生にとって必要な情報・資料を充実させ、利用率のアップを図る。法廷教室は、現在大学院法務研究科に設置されているが、学部学生教育用に、教室の改造によって増設することを要望する。

大学院生研究室の利用に関する上記の問題について改善を図るため、職員やアルバイト等の配置を見直すなどして、危機管理(警備)上の問題を考慮しつつも、大学院生にとってより簡便なそして時間を延長した施設利用ができるよう検討したい。

# 法学研究所

# 【現状説明】

### (1)研究所の施設・設備

本研究所は、その専用施設として、17 号館 5 階に事務室(83m²)及び書庫(99 ㎡)を有している。利用対象は主に所員である法学部及び法務研究科の教員であるが、他学部教員、非常勤講師、大学・大学院生などの利用もある。研究所事務室には契約職員(2008 年9 月までは大学採用の契約職員。同年 10 月からは業務委託に切り替えられたため、委託先会社において採用された職員)1 名とアルバイト1 名が勤務しており、月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで、土曜日は専任職員の就業形態に合わせて年間13日の開室となっている。また、夏期休暇期間については、契約職員の勤務日に合わせて開室している。2007 年度実績では、年間243 日、述べ1,701時間の開室となっている。

多数の蔵書管理のため、研究所内に、設立当初から 1995 年までの研究所・法学部所蔵の図書目録カードを備え、いつでも所蔵調査ができる状態にある。さらに、図書検索用のパソコン端末機1台が設置されており、購入された図書が全学規模で検索可能となっている。現在は、教員を主な対象とする研究所の性質上、学部学生には開放されていないが、必要に応じて学生の問合せなどにも対応している。また、事務処理専用のパソコン1台とファックス1台が設置されている。

地方自治センター及び国際人権センターは、17号館3階にそれぞれの事務室を設けている。いずれもアルバイト1名が勤務しており、地方自治センターは月曜日、水曜日、金曜日の10時から16時まで、国際人権センターは同じ曜日の12時から18時まで開室している(うち1時間は休憩のため閉室)。利用資格はとくに制限していないが、利用者のほとんどは学部学生及び大学大学院生である。

#### (2)研究所の管理・運営

本研究所の管理運営に当たるために、所長1名と常任委員3名が置かれている。所長は 所務を統括し、研究所を代表する。所長は所員会議において選出され、学長が委嘱する。 また、常任委員は総務、研究プロジェクト、講演会、機関誌編集、資料収集・整理などの 役割を分担し、所長と協議して研究所の管理運営に当たっている。(神奈川大学法学研究所 規則第5条~第7条)

また、地方自治センター及び国際人権センターにそれぞれセンター長1名と運営委員 3 名が置かれている。

### 【 点検・評価 】

# (1)研究所の施設・設備

書庫については、法学部と大学院法学研究科にそれぞれ独立の書庫がないため、事実上一つの書庫を3部署で共同利用せざるを得なくなっている。現在でも、すでに法学部所蔵書(製本雑誌と紀要)が33%、大学院法学研究科所蔵書(製本雑誌)が3%を占めている。毎年の3部署の所蔵書増加は著しく、研究のため現在は各教員の手元にある文献すべてをいずれは整理・保管することを考えると、遠からず収納可能数を超過することは明らかである。本研究所の事業内容の一つである「資料の収集・整理及び保管」の充実を図るためには、所蔵収納スペースの不足への早急な対処が必要である。また、本研究所には倉庫として使用できるスペースがないため、法学部倉庫に『研究年報』の在庫を保管する等の事態が生じている。専用の閲覧スペースもなく、事務室内の応接用机・椅子4脚を併用している状態である。

さらに、構成メンバーである所員が主に法学部教員であること、学部事務室が存在しな

いことから、教員研究室に近接する本研究所事務室が、事実上、研究所・学部関係全般の事務取扱部署であるかのような認識を利用者の一部から持たれている。実際に、本研究所と同一階に法学部資料室と大学院資料室があり、階下に法学部学生研究室があるが、いずれも担当の専任職員は配置されておらず、日常の運営管理をアルバイトが行っている。結局、現状では、上記の4つの施設に対して、契約職員1名(研究所)のほか、アルバイト職員が総勢11名という人員配置になっているため、本研究所事務室が、所掌事務でないにもかかわらず、学部関係の日常的指示や問合せ等に対応せざるをえない場合が少なからずある。

事務室内には、研究所の機器のほかに、法学部用のパソコン2台、マイクロフィルムリーダー、マイクロフィルム保管庫があるなど、設備面でも混在がみられる。機器を有効利用するために共用は積極的になすべきことではあるが、別予算で編成されている部署での発注を把握することは困難である。このため、これらの機器の管理については、現在まで的確な対処がなされないまま基本的に利用者に一任されている。

一方、地方自治センター及び国際人権センターは、いずれも事務室が手狭で、文献・資料を収蔵・閲覧するスペースや、執務・会議等を行うためのスペースが十分に確保できない。加えて、現在使用している部屋は、大学院法学研究科演習室を一時的に借用しているものなので、本格的な施設・設備面での整備が進めづらい状況にある。また、週に3日、各5時間しか開室していないのは、利用者にとって、はなはだ不便であると言わざるをえない。

### (2) 研究所の管理・運営

所長の任期は2年、常任委員は1年となっている(ただし、再任を妨げない)。所長及び 常任委員の選出並びに地方自治センター及び国際人権センターを含む研究所の管理運営は、 公正に実施されているものと認められるが、両センターに関しては規約が未整備のままに なっている。

# 【改善方策】

### (1) 研究所の施設・設備

研究所業務の独立性を確保する方向で、研究機関としての人的・物的施設の改善・充実を図ることが望まれる。とりわけ、書庫の増設とこれに伴う蔵書の整理は、上述のとおり、喫緊の課題である。

地方自治センター及び国際人権センターについては、上記の問題状況の改善を図るため 24 号館(法科大学院棟)への移転が決定している。併せて、アルバイトの予算を増額し、 開室日数・時間を増やす必要がある。

# (2) 研究所の管理・運営

本研究所への期待の増大と内外情勢の変化に対し、これまで以上に適切かつ迅速に対応 しなければならない。そのためには、研究所及び両センターの組織を見直し、合理的かつ 効率的な運営に努める必要がある。とくに両センターに関しては、規約の整備が早急に行 われるべきである。